

## 国民年金コーナー

### ～ご存知ですか？保険料の追納制度について～

保険料の免除や猶予、学生納付特例を受けた期間があると保険料を全額納めたときに比べ老齢基礎年金の年金額が少なくなります。しかしこれらの免除期間などの保険料は10年以内であればあとから追加で納付(追納)することができます。

#### ◆追納すると税金が戻る場合があります

課税所得金額が約300万円の場合、所得税・住民税が最大8万円軽減されます。

※所得税率10%、復興特別所得税を所得税額の2.1%、住民税を10%として計算。

#### ◆生涯にわたり年金額が増えます

納付猶予期間なら年約4万円、全額免除期間なら約2万円増額になります。

※追納保険料は社会保険料控除の対象となりますので、確定申告または年末調整の手続きが必要です。ただし所得金額などにより軽減されない場合があります。

#### ◆追納に関する注意事項

- ・追納するには申し込みが必要となりますので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- ・追納は納付書でのみ支払いが可能です。口座振替・クレジット納付は利用できません。
- ・すでに老齢基礎年金を受給されている方は追納できません。
- ・免除などの承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされますのでお早目の追納をお勧めします。なお今年度中に追納していただく場合の保険料は下表のとおりです。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

#### ■平成29年度中に追納する場合の保険料

対象年度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成19年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成20年度の月分	15,160円	11,370円	7,570円	3,790円
平成21年度の月分	15,250円	11,430円	7,620円	3,810円
平成22年度の月分	15,510円	11,630円	7,750円	3,870円
平成23年度の月分	15,290円	11,460円	7,650円	3,820円
平成24年度の月分	15,140円	11,350円	7,570円	3,780円
平成25年度の月分	15,120円	11,340円	7,560円	3,780円
平成26年度の月分	15,270円	11,450円	7,630円	3,810円
平成27年度の月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円 ★
平成28年度の月分	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円 ★

★平成27年度・28年度の月分については、追納加算額はありませぬ。